

◆議案第 56号 大府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について**反対討論**

平成27年から施行された「教育委員会制度」は、これまで独立していた「教育委員会」に時の首長が大きな権限を持つ制度となりました。大府市は教育委員会の職務権限等の『首長からの独立性』『合議制』『住民による意思決定』の位置付けは維持していくとありますが、新たに設置された総合教育会議のメンバーは市長と教育委員であります。委員の任命も教育長の任命も市長、この大綱を定めるのも市長です。教育委員会も一定の決定の権限は残されましたが、総合教育会議の「招集」も求めることができるにすぎず、会議の開催の招集権限も市長となっており、現行委員会制度そのものに反対するものです。

さらに、今回の条例制定は、大府市の組織改正に伴い、大府市として社会教育の文化、生涯学習に関する権限を市長に移行し、職務を整理するという内容です。

教育基本法では伝統と文化を尊重する目的も含まれ、第三条には、生涯学習の理念が記されています。等しく教育を受ける機会を保障するためにも、学校教育、社会教育を切り離す教育はそぐわないと考えます。よって、様々な権限が時の首長によってゆだねための具体的な内容となる、議案56号大府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について反対するものです。

以上

◆議案第 57号 大府市副市長定数条例の一部改正について**反対討論**

今回の条例の一部改正は、現在1人の副市長を2人にするという内容の条例改正です。何のために増やすのか、岡村市長の大きな政策の一つとして駅前やなどの開発についてマネージメント体制の強化を行うために、専属の副市長の配置であります。今後、市税の歳入減が想定される中、開発への着手はかなり慎重に行うべきであり、そのための副市長増員には賛成することができません。

・新たな副市長の配置によって、給料月額87万円、4年任期の満了時の退職金1000万円を合わせると、4年間で約7000万円。同じ人件費に充てるのであれば、市民生活に直接かかわる職員を増やしていく、または、職員の低い基本給をあげていくべきです。

・この間のコロナ危機の中、10万円給付金の素早い給付、新たな支援策など、当然、岡村市長のリーダーシップは評価しています。しかし、その評価の裏には、市民の立場での早急な対応や国の補助金を最大限利用するための事務作業の前倒しなど、大府市職員の日々の働きの上にあります。市長が目指す新たな事業は、市民との協働や信頼関係がなければ進めることができないものもあり、その要となるのが職員です。開発に特化した副市長の配置よりも職員の給与の引き上げ、またはコロナ危機のもと、市民に寄り添うための職員の増員を行うべきという立場から反対いたします。

す。

◆議案第 58号 大府市事務分掌条例の一部改正について

反対討論大府市の組織を一部変えていくための条例の改正です。今回提案の組織には福祉部の「平和行政に関すること」、「人権に関すること」が加わり、「福祉総合相談室」の設置については、市民に寄り添う姿勢の窓口として期待するものです。

しかし、大きなくくりとなる部と課がそれぞれ3つ減り、係も9つ減ることになり、スリム化という名の職員の削減につながりかねません。

それを象徴するのが、開発に特化した「中心市街地整備室」の部署をおき、駅周辺のまちづくりプランを強力に事業を専属で進めていくための副市長を配置する点です。市長は、新たな副市長の配置のための人件費について、組織改正によって生み出しているとの趣旨の発言がありました。すなわち、開発推進のための副市長を配置することで、部長や課長を減らしたとともとれる組織の改正には賛同できません。

次に意見であります

◆各課について、ジェンダー平等の立場から、大府市の心臓部に「人権」に特化した「課」を設置することが必要ではないかと思えます。

◆市民に寄り添う姿勢とそのための体制について

・「福祉総合相談室」の看板がない今でも、市民が何に困っているのか？その後は解決したのか？も含めて、本来どの窓口であっても市民が納得いく、または解決に近づけるような対応が必要です。

・また、今でも職員一人が複数の係を兼任していることで、その担当者が席を外していたり、休みの際には対応ができないこともあります。係が減っても仕事量は変わらないため、職員の受け持つ仕事が増えることが考えられます。市民サービスが低下しないよう体制の強化が必要です。

◆庁内のレイアウト等についてです。

・例えば受付の場所を市民の出入りの多い、入口付近へ移動し、複数の受付を配置することで、場所の案内をより丁寧に行いながら、コピー機の使い方などの対応がより、しやすくなると思えます。ある近隣自治体では、来庁者が少し、とまどっていると、自ら近づいてきて対応していました。それだけで市民は安心します。市役所には、用件があって来庁する市民がほとんどです。そのため、分かりやすい「案内板」はもちろん、特に組織を変えた時期をきっかけに案内体制を強化し、市役所に来た市民が速やかに用件を終えることができる体制にしていく必要があります

・また、どの課や係も大事ではありますが、市民の利便性等を考えれば、1階や2階に集中していく必要があると考えます。贅沢なつくりの吹き抜けの建物を見直し、1、2階に天井を作ることで空間の有効活用と空調の節電につなげていく必要があると、意見を申し上げ討論といたします。

以上

◆議案第 60号 大府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

賛成討論

・今回の条例の一部改正は、大府市職員が感染症に関わる消毒作業等を行った場合に、特殊手当の支給などが含まれる内容であり賛成をいたしますが、意見を申し上げます。

◆特殊手当の支給の多くは、消防職員が対象となります。しかし感染症の場合は、個人情報保護の観点から、感染しているかどうかわからない患者を搬送することになります。対象の職員については、市長の認める業務となっているため、その範囲を広く持っていていただき、可能な限り手当の支給につなげていただきたいと思います。

◆次に、大府市 PCR 検査センター、または発熱センターの設置の必要性についてです。

日常的に PCR 検査が行えれば、市民が自覚して生活することができ、職員も感染リスクを抑えることにつながります。

さらに、大府市職員の定期的な PCR 検査を行うことができ、消防職員や保育園や学校、または公共施設等に納品等を行う事業者などにも検査を拡充すれば、市民の安心安全が図られます。医師会など医療機関などとの連携であらゆる方法の検査体制の確保と並行して、特殊勤務手当が支給されなくてすむ対策も行っていく必要があると意見を申し上げ、賛成をいたします。

① 勤務の内容に「市長がこれらに相当すると認める感染症」の追加

問)「防疫消毒手当」の対象は、感染がはっきりして消毒作業に当たる場合に支給？
その判断が市長？

② 「市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業」に従事した職員に対して日額 3000 円の「防疫作業手当」を新たに追加

問) 今だと、コロナの感染が疑われ、特定の病院へ搬送された時点で「防疫作業手当」対象となるのか？

◆議案第 61号 大府市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

◆議案第 63号 大府市桃陵荘の設置及び管理に関する条例の一部改正について

賛成討論

・今回の条例改正は、大倉公園休憩棟や桃山公園の桃陵荘の無料であった利用料を有料としていく、実質値上げの内容ではありますが、他の公共施設の利用規定と揃えていくという事、その過程で、大府市として利用者に聞き取りを行っているとのことでしたので、賛成をいたします。

しかし、本来、公の建物については、多くの市民が利用していく事に価値があります。

利用料が負担となり、市民の文化や学習に触れる機会が減らないよう、現在行っている「利用料の減免」について継続していく重要性をお伝えし、今回の条例改正に賛成いたします。以上

◆議案第 65号 令和2年度 大府市一般会計補正予算(第10号) 反対討論

★8款 土木費 大府市は大府駅、共和駅間の約 3.1 キロの間にもう一つ新しい駅を造る計画があります。今回の補正予算は、新駅ロータリーにつながる市道「上原一殿田線」の一部である 4 メー

トルの橋梁工事に約 9700 万円の税金を使う補正予算となっているため反対致します。以上
 <厚生文教委員会 追加議案 質疑>

議案第 号 大府市感染症対策条例の制定について

問①)「大府市新型インフルエンザ等対策行動計画」は条例の制定後見直しを図る予定か？

問②) 行動計画のこういった点が計画の見直しとなるのか？

問③) 2-3-アの市の責務について、条例を制定することで何が変わるのか？

・「市内の発生や蔓延を防止するために必要な対策を的確に迅速に実施」とあるが、今の状況を当てはめれば、大府市が県の指導まち、検査も国の基準通りで「医者が必要と認めたもの」であれば市としてそれ以上のことはできない。条例制定を行って、大府市独自でできることは何か？

・「感染症に関する最新情報の収集、発信に努める」大府市の今の状況に当てはまると、感染者が出て情報も県のみが把握するのであれば、市が HP で載せている情報以上の対応は難しいと思うが何が変わるのか？

<賛成討論>

条例の制定については 賛同いたします。

意見

・市民病院を持たない大府市として、予防の医学を積極的に行う必要があると考えます。

<補正予算>

高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担分の補助、実質無料とする

問) お知らせの郵送を遅らすことで、何に支障をきたすのか